

各県立高等学校長 }
県立伊奈学園中学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応した令和2年度当初の臨時休業等
について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和2年4月2日開催の埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議において、別添の「県立学校の再開に向けて」のとおり、4月12日まで休業期間を延長し、4月13日からの再開を目指すこととなりました。

つきましては、別添の令和2年4月1日付け2文科初第3号及び令和2年4月2日開催の埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議の方針を踏まえ、下記のとおり対応願います。

記

1 臨時休業について

- (1) 感染症拡大防止の観点を踏まえ、全ての県立高等学校及び伊奈学園中学校において、春季休業の終了日の翌日から**令和2年4月12日**まで、臨時休業とする。
- (2) 臨時休業中に生徒が不要不急の外出をしないよう指導するとともに、保護者に協力を求めること。また、自宅において、咳エチケットや手洗い等の感染予防対策を行うよう指導すること。

2 入学式の実施について

以下の留意点に基づいて、実施すること。

- (1) 入学式当日の参加者を新入生及び教職員のみとすること。
- (2) 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること。
- (3) 入学式全体の時間を短縮すること。（祝辞の割愛、式辞等を文書で配布するなど）
- (4) 会場の換気や咳エチケットの徹底など、必要な感染予防対策を講じること。

3 入学式以外の学校行事等の実施について

臨時休業中は実施しない。

4 部活動等について

臨時休業中は実施しない。

5 登校日の設定について

教材の配布や生徒へのオリエンテーションなどのため登校日を設けることができる。ただし、一斉登校は行わない。

6 心のケア等に関すること

- (1) 自宅で過ごす生徒の中には心理的なストレスを抱えている者もいると考えられる。生徒の状況の的確な把握に努め、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等により、組織的に対応すること。
- (2) 感染者を特定しようとすることや、SNS等で誤った情報を発信することは生徒のプライバシーへの配慮を欠くとともに、偏見や差別につながり、断じて許されないものである。生徒に対しそのような行為を絶対にしないよう指導すること。
- (3) 生徒の健康保持の観点から、自校の校庭を活用し、運動する機会の確保を検討すること。

7 教職員の勤務等及び感染予防の徹底について

令和2年3月4日付け教県第1042-1号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」に基づき適切に対応すること。

1 に関すること

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

2、3、4、5 に関すること

担当 高校教育指導課 教育課程担当

電話 048-830-7391

4、6(3) における運動に関すること

担当 保健体育課 学校体育担当

電話 048-830-6947

6(1)及び(2) に関すること

担当 生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電話 048-830-6907

6(2) に関すること

担当 人権教育課 人権教育担当

電話 048-830-6892

7 に関すること

担当 県立学校人事課 学事担当

電話 048-830-6735